

# 第5次

## 蓮田市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)



「蓮田市マスコットキャラクター『はすびい』」

令和6年3月

蓮田市

## 目次

<b>I 計画策定の背景</b> .....	<b>1</b>
1 地球温暖化問題	
2 地球温暖化問題への対応	
<b>II 計画の基本的事項</b> .....	<b>4</b>
1 計画の目的	
2 計画の期間	
3 計画の対象	
<b>III 温室効果ガスの排出状況</b> .....	<b>6</b>
1 第4次計画における状況	
<b>IV 目標</b> .....	<b>8</b>
1 第5次計画における削減目標	
2 基準年度の設定	
3 排出源ごとの令和10年度目標値	
4 対象施設	
<b>V 目標達成のための取組</b> .....	<b>10</b>
1 取組対象	
2 取組内容	
<b>VI 計画の推進、点検・評価及び見直し</b> .....	<b>11</b>
1 推進体制	
2 進捗状況の点検・評価	
3 職員への普及・啓発	
4 公表	
5 計画の見直し	

# I 計画策定の背景

## 1 地球温暖化問題

地球の大気には、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素など）と呼ばれる気体が含まれています。これらの気体は赤外線を吸収し、再び放出する性質があります。この性質のため、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、再び地球の表面に戻ってきます。この戻ってきた赤外線が、地球の表面付近の大気を暖めます。これを温室効果と呼びます。大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなります。

18世紀半ばの産業革命以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加しました。この急激に増加した温室効果ガスにより、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられています。

地球温暖化が進むことにより、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加など様々な気候変化や、生態系、食糧、沿岸域、健康などで深刻な影響が生じると指摘されています。

## 2 地球温暖化問題への対応

### (1) 国際社会の取組

1997年（平成9年）の地球温暖化防止京都会議（COP3）において京都議定書が採択され、2005年（平成17年）2月に発効されました。京都議定書では、先進国ごとに温室効果ガス排出量の削減目標が設定されたほか、国際的な協調による排出量の削減を促進する仕組み（共同事業で生じた削減量を両国で分け合うなど）が導入されました。

2012年（平成24年）の気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）及び京都議定書第8回締約国会議（COP/MOP8）において、京都議定書の第二約束期間が2013年（平成25年）から2020年（令和2年）の8年間と決まりました。日本や、京都議定書を批准していないアメリカ、2011年（平成23年）末に脱退したカナダなどの、第二約束期間において削減目標を持たないことにした国は、2013年（平成25年）以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みであるカンクン合意に基づき、自主的な削減計画を実行することになりました。

2015年（平成27年）11月から12月にかけてパリで開かれた、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）の中で、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる、パリ協定が採択されました。パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国という固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しています。

なお、同時期に行われた国連サミットでは、150を超える加盟国首脳の参加のもと「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」が全会一致で採択されました。その中の、13項目目である「気候変動に具体的な対策を」が地球温暖化の課題にあたります。

## (2) 日本の取組

日本では、1998年(平成10年)10月に地球温暖化対策の推進に関する法律が制定され、1999年(平成11年)4月に施行されました。この法律により、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対して「温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画」(地方公共団体実行計画)策定が義務づけられました。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2005年(平成17年)2月に京都議定書が発効され、地球温暖化防止行動計画、地球温暖化対策に関する基本方針及び地球温暖化対策推進大綱を踏まえて、2005年(平成17年)4月に京都議定書目標達成計画が策定されました。2013年(平成25年)から開始した京都議定書の第二約束期間において削減目標を持たないこととした日本は、カンクン合意履行のための目標として、2020年(令和2年)における温室効果ガスを2005年(平成17年)度比で3.8%削減することを掲げました。

その後、2015年(平成27年)7月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年(令和12年)度の温室効果ガス削減目標を、2013年(平成25年)度比で26.0%減とする、日本の約束草案を国連に提出しました。

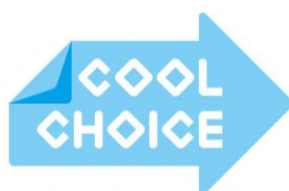
また、同年12月にパリ協定が採択されたことを受け、政府は「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、地球温暖化対策計画を策定することとしました。その後、パブリックコメントを経て、2016年(平成28年)5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

## (3) 蓮田市の取組

蓮田市では、2001年(平成13年)3月に蓮田市環境基本条例を制定するとともに、2003年(平成15年)3月には、環境保全施策を総合的・計画的に推進するための蓮田市環境基本計画を策定し、2022年(令和4年)には、蓮田市第2次環境基本計画を策定しました。また、2004年(平成16年)3月、2009年(平成21年)3月、2014年(平成26年)3月及び2019年(平成31年)3月に、それぞれ第1次、第2次、第3次及び第4次の地球温暖化対策実行計画を策定することで、環境保全並びに地球温暖化防止に向けた取り組みを進めてきました。

2017年(平成29年)5月には、政府が掲げる国民運動である「COOL CHOICE(クールチョイス)」に賛同を行い、市民へ広く呼びかけを行いました。

2023年(令和5年)11月には、職員提案『「通年輕装化」でエコに!クールに!ナイスに!』の採用を受け、職員のノーネクタイ等の働きやすい服装での通年勤務を実施しました。



未来の  
ために、  
いま選ぼう。

世界及び日本における地球温暖化対策

世界	西暦 (和暦)	日本
<p><u>気候変動に関する国際連合枠組条約</u> 1992年5月採択。第5回気候変動に関する政府間交渉（INC5）でまとめられた温暖化防止に向けた国際的枠組条約。1994年3月発効。</p> <p><u>京都議定書</u> 1997年12月、COP3（京都）で採択。先進国における温室効果ガス削減数値目標と目標達成期間を合意。</p> <p><u>京都議定書発効</u> 2005年2月、京都議定書発効。これにより、京都議定書に法的拘束力が発生。</p> <p><u>京都議定書第一約束期間開始</u> 2008年～2012年</p> <p><u>カンクン合意</u> COP16（カンクン）で採択。2013年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。</p> <p><u>京都議定書第二約束期間開始</u> 2013年～2020年（日本は不参加）</p> <p><u>国連サミット</u> 2015年9月「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択。</p> <p><u>パリ協定</u> 2015年12月にCOP21（パリ）で採択。京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書。2016年発効。</p>	1990 (平成2年)	<p><u>地球温暖化防止行動計画</u> 1990年10月策定。地球環境保全に関する関係閣僚会議で定めた、日本における最初の地球温暖化対策。</p>
	1992 (平成4年)	
	1997 (平成9年)	
	1998 (平成10年)	<p><u>地球温暖化対策推進大綱</u> 1998年6月、地球温暖化対策推進本部決定。日本政府各省庁の地球温暖化対策を取りまとめたもの。</p> <p><u>地球温暖化対策の推進に関する法律</u> 1998年10月制定、1999年4月施行。日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律。</p>
	1999 (平成11年)	<p><u>地球温暖化対策に関する基本方針</u> 1999年4月に閣議決定。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき定められた、政府の温暖化対策に関する基本方針。</p>
	2002 (平成14年)	<p><u>地球温暖化対策推進大綱（見直し）</u> 2002年3月、地球温暖化対策推進本部決定。地球温暖化対策推進大綱を京都議定書締結のために見直した。</p> <p><u>地球温暖化対策の推進に関する法律（改正）</u> 京都議定書の実施を確保するため同法の一部を改正。</p> <p><u>京都議定書の締結（批准）</u> 2002年、国会において可決成立。同年6月、国連に受諾書を寄託。</p>
	2005 (平成17年)	<p><u>京都議定書目標達成計画</u> 2005年4月閣議決定。京都議定書発効を受け、温室効果ガスの削減目標達成のため必要な措置を立案。</p>
	2006 (平成18年)	<p><u>地球温暖化対策の推進に関する法律（改正）</u> 2006年4月施行。温室効果ガスの一定以上の排出者に対し「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」を導入。</p>
	2008 (平成20年)	
	2010 (平成22年)	
	2012 (平成24年)	<p><u>京都議定書目標達成</u> 森林吸収量、京都メカニズムクレジットを考慮した上で、京都議定書の目標（基準年比-6.0%）を達成。</p>
	2013 (平成25年)	<p><u>2020年の削減目標</u> 2013年11月、2020年までに2005年比で温室効果ガスを3.8%削減することを正式決定。</p>
	2015 (平成27年)	<p><u>日本の約束草案</u> 2015年7月、国連に提出。2030年度の温室効果ガスを2013年度比で26%削減する目標。</p>
2016 (平成28年)	<p><u>地球温暖化対策計画</u> 2016年5月閣議決定。地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画。</p>	
2021 (令和3年)	<p><u>地球温暖化対策の推進に関する法律（改正）</u> 2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置付け、脱炭素化の取組や企業の排出量状況をデジタル化・オープンデータ化に推進。</p>	

## II 計画の基本的事項

### 1 計画の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、本市の事務及び事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制の措置を取ることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

市が、大規模な事業者・消費者としての立場から、環境に配慮した行動を率先して実行することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、市民・事業者の行う環境に配慮した自主的な取り組みを促していきます。

### 2 計画の期間

本計画（第 5 次計画）の期間は、2024 年（令和 6 年）度から 2028 年（令和 10 年）度までの 5 年間とします。

第 1 次計画から第 5 次計画の期間と目標年度は、以下のとおりです。

各計画の期間と目標年度

計画名	期間	目標年度
第 1 次計画	平成 16 年度から平成 20 年度	平成 20 年度
第 2 次計画	平成 21 年度から平成 25 年度	平成 25 年度
第 3 次計画	平成 26 年度から平成 30 年度	平成 30 年度
第 4 次計画	平成 31 年度から令和 5 年度	令和 5 年度
第 5 次計画	令和 6 年度から令和 10 年度	令和 10 年度

### 3 計画の対象

#### (1) 対象とする範囲

本計画の対象とする事務及び事業の範囲は、市のすべての事務及び事業とします。

#### (2) 対象とする環境影響要因

市の事務及び事業における温室効果ガス排出の直接的な要因（電気・燃料等の使用、自動車の使用等）を対象とします。

#### (3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条において対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の 7 種類となっています。

その中でも、地球温暖化への影響が最も大きいことや、市の事務及び事業の中で排出抑制が可能であることから、本計画の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

温室効果ガスの種類と発生源

温室効果ガス	性質	用途、排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
メタン (CH <sub>4</sub> )	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

### Ⅲ 温室効果ガスの排出状況

#### 1 第4次計画における状況

第4次計画では、2023年(令和5年)度におけるCO<sub>2</sub>排出量を基準年度比で4.73%削減するという目標を掲げ、全職員が環境に配慮した取組を進めてまいりましたが、2022年(令和4年)度時点における削減率は6.18%の増加となっています。

この要因として考えられるのは、2017年(平成29年)度の基準年度時に東保育園が建替え工事を行っていたことにより、二酸化炭素の排出に大きな影響が出ていることや2020年(令和2年)度にGIGAスクールが始まり、小中学校で電子機器などが多く使われていること、新しい施設として2022年(令和4年)度に蓮田市西口行政センターが開館したことなどがあげられます。

電気以外の排出源は大きく削減がなされていることから、今後は職員の更なる節電意識の向上が求められているといえます。

各年度におけるCO<sub>2</sub>総排出量及び削減率

年度	CO <sub>2</sub> 総排出量	削減率
令和4年度(実績値)	3,862,618 kg-CO <sub>2</sub>	▲ 6.18%※1
令和5年度(目標値)	3,465,665 kg-CO <sub>2</sub>	4.73%
平成29年度(基準値)	3,637,780 kg-CO <sub>2</sub>	-

排出源ごとの目標値及び令和4年度実績値

排出源	排出係数※2	平成29年度(基準値)		令和5年度(目標値)			令和4年度(実績値)※3			結果
		数量	Kg-CO <sub>2</sub>	数量	Kg-CO <sub>2</sub>	削減率	数量	Kg-CO <sub>2</sub>	削減率	
電気(kWh)	0.475	6,668,123	3,167,358	6,334,717	3,008,991	5%	7,340,048	3,486,523	▲ 10%	未達成
灯油(ℓ)	2.49	4,927	12,268	4,927	12,268	-	4,323	10,764	-	-
A重油(ℓ)	2.71	42,300	114,633	41,031	111,194	3%	4,500	12,195	89%	達成
LPG(m <sup>3</sup> )	6.55	44,020	288,331	42,699	279,678	3%	48,134	315,278	▲ 9%	未達成
ガソリン(ℓ)	2.32	23,789	55,190	23,075	53,534	3%	16,261	37,726	32%	達成
軽油(ℓ)	2.58	0	0	0	0	-	51	132	-	-
合計			3,637,780		3,465,665	4.73%		3,862,618	▲ 6%	未達成

※1 削減ができなかった、増加分を▲で示す。

※2 各排出係数の出典は以下。

電 気…環境省『電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)ー平成29年度実績ー』(東京電力(株)の数値)

L P G…環境省『算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧』(kgごとの排出量)

日本LPガス協会『プロパン、ブタン、LPガスのCO<sub>2</sub>排出原単位に係るガイドライン』(kgからm<sup>3</sup>への換算係数)

そ の 他…環境省『算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧』

※3 本計画算定時における直近実績と対比

※4 小数点以下四捨五入



第4次計画における対象施設

施設類型	施設名称
行政施設	市役所庁舎、駅西口連絡所、消防署、消防署南分署
市民文化施設	中央公民館、中央公民館関山分館、総合文化会館（ハストピア）
社会教育施設	図書館、文化財展示館
スポーツ施設	総合市民体育館（パルシー）
産業振興施設	勤労青少年ホーム、農業者トレーニングセンター
学校教育施設	蓮田南小学校、蓮田北小学校、平野小学校、黒浜小学校、蓮田中央小学校、黒浜西小学校、黒浜南小学校、黒浜北小学校、蓮田中学校、平野中学校、黒浜中学校、蓮田南中学校、黒浜西中学校
子育て支援施設	蓮田みぬま保育園、中央保育園、関戸保育園（兼さくら園）、黒浜保育園、蓮田南保育園、東保育園、蓮田ねがやど保育園、児童センター
その他施設	浄水場（上下水道部）

## IV 目標

### 1 第5次計画における削減目標

温室効果ガス総排出量を

2028年（令和10年）度までに、2022年（令和4年）度比で**4.63%**削減

### 2 基準年度の設定

第4次計画については、2017年（平成29年）度を基準年度としてきました。

しかし、2017年（平成29年）度に中央保育園、2018年（平成30年）度に東保育園が建て替え工事を行い、2020年（令和2年）度にGIGAスクールが始まり、2021年（令和3年）度に蓮田駅西口行政センターが開館など市内の公共施設の電力等使用状況には大きな変化が生じていることから、第5次計画から2022年（令和4年）度を基準年度として設定しています。

### 3 排出源ごとの令和10年度目標値

重点的な削減が必要な電気については5%、継続的な削減が必要なA重油、LPG、ガソリンについては3%を削減目標とします。近年にかけて大きく使用量が削減された灯油や、現在は主に停電時の自家発電として用いられている軽油については、削減目標を設定しないこととします。なお、緊急車両については業務の特殊性から数値に含めないこととします。

排出源ごとの令和10年度目標値

排出源		排出係数 <sup>※1</sup>	令和4年度（新基準年度）		目標削減率	令和10年度（新目標値）	
			数量	Kg-CO <sub>2</sub>		数量	Kg-CO <sub>2</sub>
施設	電気（kWh）	0.457	7,340,048	3,354,402	5%	6,973,046	3,186,682
	灯油（ℓ）	2.49	4,323	10,764	—	4,323	10,764
	A重油（ℓ）	2.71	4,500	12,195	3%	4,365	11,829
	LPG（m <sup>3</sup> ）	6.55	48,134	315,278	3%	46,690	305,820
公用車	ガソリン（ℓ）	2.32	16,261	37,726	3%	15,773	36,594
	軽油（ℓ）	2.58	51	132	—	51	132
合計				3,724,369	4.63%		3,551,821

※1 各排出係数の出典は以下。

電 気…環境省『電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）—令和3年度実績—』（東京電力（株）の数値）

L P G…環境省『算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧』（kgごとの排出量）

日本LPガス協会『プロパン、ブタン、LPガスのCO<sub>2</sub>排出原単位に係るガイドライン』（kgからm<sup>3</sup>への換算係数）

その他…環境省『算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧』

※2 小数点以下四捨五入

#### 4 対象施設

第5次計画の対象とする施設は下表のとおりとします。

なお、指定管理者制度や委託等により運営・管理がされている施設、市の職員が常駐しない施設については計画の対象外としますが、対象とする施設と同様に温室効果ガスの排出抑制に努めるものとします。

計画の対象とする施設

施設類型	施設名称
行政施設	市役所庁舎、蓮田駅西口行政センター、消防署、消防署南分署
市民文化施設	中央公民館、中央公民館関山分館、総合文化会館（ハストピア）
社会教育施設	図書館、文化財展示館
スポーツ施設	総合市民体育館（パルシー）
産業振興施設	勤労青少年ホーム、農業者トレーニングセンター
学校教育施設	蓮田南小学校、蓮田北小学校、平野小学校、黒浜小学校、蓮田中央小学校、黒浜西小学校、黒浜南小学校、黒浜北小学校、蓮田中学校、平野中学校、黒浜中学校、蓮田南中学校、黒浜西中学校
子育て支援施設	蓮田みぬま保育園、中央保育園、関戸保育園（兼さくら園）、黒浜保育園、蓮田南保育園、東保育園、蓮田ねがやど保育園、児童センター
その他施設	浄水場（上下水道部）

## V 目標達成のための取組

### 1 取組対象

温室効果ガス削減に向けた取組対象は、次のとおりとします。

なお、温室効果ガス排出量の算出対象ではありませんが、紙類の使用抑制は、二酸化炭素を吸収する森林資源の保護につながることから、取組対象に加えるものとします。

- (1) 電気使用の抑制
- (2) 施設燃料使用の抑制
- (3) 公用車燃料使用の抑制
- (4) 紙類使用の抑制

### 2 取組内容

主な取組内容については、次のとおりとします。

なお、具体的な取組内容については、各施設の特性を踏まえ、必要に応じて施設ごとに取組手順を策定するものとします。

#### 主な取組内容

電気使用の抑制	
OA 機器等の電化製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未使用時の電源 OFF</li> <li>・ 省エネモードの設定</li> <li>・ エネルギー効率の高い製品の選定</li> </ul>
空調・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な温度設定、運転時間の管理</li> <li>・ 自然光・自然通風の採用による冷暖房抑制</li> <li>・ ブラインドや扉の開閉による冷暖房効率の向上</li> <li>・ 導入・更新時のエネルギー消費効率の高い設備の選定</li> <li>・ クールビズ・ウォームビズの推進</li> </ul>
適正な照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な点灯時刻及び消灯時刻</li> <li>・ 不要時の消灯</li> <li>・ 省エネ型照明機器の選定</li> <li>・ 残業・休日出勤の抑制</li> <li>・ 照明器具のこまめな清掃</li> </ul>
施設燃料（A 重油・LPG）使用の抑制	
給湯・冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未使用時の消火</li> <li>・ 適正な温度設定、運転時間の管理</li> <li>・ 施設利用者の節電協力</li> <li>・ 退庁時の電化製品の主電源 OFF</li> </ul>
公用車燃料使用の抑制	
公用車の運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近距離移動時の自動車使用の抑制</li> <li>・ 公共交通機関の利用</li> <li>・ 小排気量・低燃費車両の優先使用</li> <li>・ カーエアコンの適正使用</li> <li>・ 経済運転・アイドリングストップの実施</li> </ul>
公用車の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイヤ空気圧の調整など、適正な管理</li> </ul>
公用車の買い替え・購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低公害車・低燃費車・アイドリングストップ車等の選定</li> <li>・ 公用自転車等の整備</li> <li>・ 電気自動車の導入</li> </ul>
紙類使用の抑制	
印刷・コピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両面印刷の推進</li> <li>・ 裏面再利用の推進</li> <li>・ 庁内 LAN、メールの活用</li> <li>・ 使用済み封筒の再使用</li> </ul>

## VI 計画の推進、点検・評価及び見直し

本計画の目標を達成するため、計画に定める取組を継続的かつ効果的に推進しながら、点検・評価及び計画の見直しを実施します。

### 1 推進体制

推進体制は環境経済部みどり環境課を事務局とし、蓮田市行政組織規則その他各組織の規定に基づきます。

### 2 進捗状況の点検・評価

事務局は、定期的に各種使用量等を把握し、目標達成状況の点検及び評価を実施します。

### 3 職員への普及・啓発

本計画を効果的に推進するため、事務局による情報提供をし、職員に対する普及・啓発を図ります。

### 4 公表

本計画及び計画の進捗状況は、蓮田市情報公開条例に基づき公開します。

なお、計画の内容及び年度ごとの達成状況等については、ホームページに掲載するなど、積極的な公表に努めます。

### 5 計画の見直し

次に掲げる事項により、必要に応じて計画を見直します。

- (1) 対象施設における新たな設備の追加等による見直しの必要性
- (2) 目標の達成状況に基づく見直しの必要性
- (3) 技術革新や社会情勢の変化等による見直しの必要性

## 第 5 次蓮田市地球温暖化対策実行計画

発 行 令和 6 年 3 月  
発行者 蓮田市環境経済部みどり環境課  
〒349-0193  
蓮田市大字黒浜 2799 番地 1  
TEL 048-768-3111  
FAX 048-765-1700